

訪日外国人旅行者の地方訪問における実態調査及び 誘客モデル実証事業 説明書

1. 目的

令和8年3月27日に閣議決定された「観光立国推進基本計画（第5次）」では、地方部への誘客促進が一層重要な政策課題の一つとして位置付けられた。東北運輸局においても、同年4月3日に「東北ブロックにおける観光立国の推進に係る中期方針」を改定し、外国人延べ宿泊者数600万人泊、消費額2,000億円の達成を2030年までのインバウンド目標として掲げるとともに、旅行者、観光産業、地域社会・住民、地域環境の「四方よし」の観光を核とした地域づくりを通じて、持続的な好循環サイクルの創出を目指している。

令和7年の東北地方における外国人延べ宿泊者数は約277万人泊と過去最高を記録した一方、全国に占めるシェアは1.6%にとどまっており、東北地方が有する独自の観光資源や体験価値が十分に訴求されていない状況が続いている。加えて、台湾市場からの来訪客が全体の約50%を占める偏重状況から、特定の市場においては、東北地方への訪問を阻害する要因が存在する可能性があると考えられる。

また、東北訪問者においては、認知度のあるコンテンツへの単点訪問にとどまり周辺地域への周遊に繋がっていない状況も見られ、外国人旅行者の旅行形態やニーズ、旅行先選定の意思決定プロセス等の把握や分析が十分とは言えず、来訪、宿泊、周遊、消費を促進するための条件を整理することが急務となっている。

このため、本事業では、市場別の旅行形態、宿泊、周遊、消費構造等の現状を把握し、東北地方への来訪を阻害している要因及び東北訪問者の周遊行動や滞在日数、消費に与える影響を調査するとともに、その結果をふまえた実証的なモニターツアーを実施することにより、東北地方への更なる来訪や東北域内の周遊に向けた有効な誘客施策の方向性を明確化することを目的とするものである。

2. 事業主体

東北運輸局

3. 業務内容

(1) 市場分析及び現状把握

インバウンド目標に掲げる外国人延べ宿泊者数600万人泊、消費額2,000億円の達成に向け、市場別（観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づく市場（24区分）を対象）、構成要素毎（来訪者数、宿泊者数、平均泊数、消費単価等）に現状値及び特徴を調査・分析する。併せて、2030年までの将来予測を行い、定量的に整理することから、具体的な手法について提案すること。

(2) アンケート調査及びヒアリング調査

訪日外国人旅行者の地方訪問の実態及び東北地方が訪日外国人旅行者にとって「選ばれにくい」要因、旅行先として検討・選択する際の決定要因及び選ばれるために必要な条件を明らか

にするため、訪日外国人旅行者や地域関係者等に対し調査を実施する。

以下の①～③について、調査毎に適切な調査概要、調査手法及び分析方法について具体的に提案すること。

各調査のサンプル数については、東北地方が抱える課題の傾向として、解釈することが妥当であると判断でき得る調査母数を統計的根拠に基づき設定・提示すること。

なお、最終的な調査内容については、企画提案を踏まえ協議の上で決定する。

① 訪日旅行に関心のある外国人旅行者へのアンケート調査

- ・対象は以下の区分とし、区分毎に調査項目、調査対象数、調査手法を提案すること。調査項目については、以下の要素を盛り込み、各区分において共通となる設問と区分毎に設定する設問の違いが分かるように提示すること。

●対象区分

- 旅マエにおける海外在住者
- 旅ナカにおける国内都市部滞在者
- 旅ナカにおける東北域内滞在者

●調査項目

- 属性
- 認知・情報接触状況
- 訪問意向
- 選ばれにくい要因（なぜ選ばないのか）
- 決定要因（何を決め手に旅行先を選んだのか） -必要条件（何があれば東北を選ぶのか）
- 滞在・消費に対する制約要因
- 関心のある観光コンテンツを目的とした地方訪問意向

●調査実施に関する留意事項

- 旅マエにおける海外在住者へのアンケート調査については、オンラインを活用した調査も可能とする。なお、提案者の事情によらない理由により、24 市場すべてを対象とした調査が困難な場合には、(1) の結果を踏まえ、優先市場を選定した上で提案すること。
- 旅ナカにおける国内都市部滞在者へのアンケート調査については、都市部の観光案内所や空港等、複数の実施候補地を選定した上で実施方法を提案すること。
- 旅ナカにおける東北域内滞在中の外国人旅行者へのアンケート調査については、後述する③の地域関係者等へのヒアリング結果を踏まえ、地域固有性が高く、インバウンド誘客のポテンシャルを有する観光コンテンツ（ポップカルチャー等）やスポットを選定し、実施場所及び箇所数を定めることとする。本企画提案にあたっては、同趣旨に沿うと考える実施場所を3地域ほど示すこと。
- アンケート調査に用いる翻訳言語については、対象市場や分析目的を踏まえ、提案すること。

② 海外旅行会社等へのヒアリング調査

- ・海外旅行会社又はランドオペレーターを対象として、市場バランスを考慮した上で、一定数以上のヒアリングを実施することを想定し、対象市場、ヒアリング件数及びヒアリング項目について具体的に提案すること。ヒアリングの候補先は、旅ナカ商品の販売実績を有する事業者やコンテンツツアーを造成している事業者を中心に提案すること。

③ 地域関係者等へのヒアリング調査

- ・東北地域が抱える課題や、地域固有性が高く、インバウンド誘客のポテンシャルを有する観光コンテンツ（ポップカルチャー等）やスポットにおける実態等を把握するため、東北域内の観光関係者を対象にヒアリングを実施する。
- ・観光関係者は、観光事業者やDMO、宿泊事業者、交通事業者、有識者等を対象とする。
- ・以下の内容をヒアリングの主な観点とし、実施方法及び対象数を提案すること。
 - 単点スポットから周辺施設への誘導、消費の実態
 - 観光施設の訪問前後の動態
 - 受入体制（交通、案内、情報、言語対応等）の課題
 - 地域連携の状況、季節別の受入課題等

(3) 先進事例調査

既述の趣旨や事業目的をふまえ、単点訪問等の課題から、面的な誘客・周遊促進につなげた成功事例について全国的に調査を行い、東北地方への適用可能性を検討する。以下の観点到留意の上、「調査手法及び調査フロー」、「事例整理の方法（施策概要、想定市場・ターゲット、体験内容、成果等）」、「東北への適用可能性を評価する指標」「調査先」「調査数」について提案すること。

面的な誘客・周遊促進につなげた成功事例については、地域固有性が高く、インバウンド誘客のポテンシャルを有する観光コンテンツ（ポップカルチャー等）やスポットを軸に、地方ならではの自然・文化資源や体験価値を組み合わせ、周遊パス、デジタルスタンプラリー等の地域周遊につながる施策へ展開している事例を調査する。また、調査は机上調査を基本とし、東北への適用可能性が高いと判断される事例については、現地調査又は関係者ヒアリングを実施する。

(4) ファムトリップ、モニターツアーの実施及び検証

(1)～(3)の調査結果を踏まえ、モデルを設計し、旅行会社等を参加対象とするファムトリップ、及び、個人旅行者を参加対象とするモニターツアーを実施する。ファムトリップのコースについては、商品の造成・商品化につながる行程とし、参加する旅行会社等と連携のうえ年度内に旅行商品が造成・販売されるよう働きかけ、造成後の予約状況の把握を行うものとする。

① モデル設計

- ・設計するモデルコースは面的な誘客・周遊促進につながるものとし、1泊2日または2泊3日の行程で3つ以上作成すること。

- ・コンセプト、ストーリーラインを設定し、滞在・回遊・消費の導線づくりを設計するとともに、地域の受入体制（交通・案内・情報）の妥当性を確認すること。
- ・既存資源を最大限活用した現実的かつ継続可能な手法を基本とすること。
- ・ロケハンが必要な場合はその旨明記し、見積りに含めること。
- ・最終的な訪問先や人数、行程等は東北運輸局と協議の上、決定すること。

② ファムトリップ実施

- ・国内に支店のある海外旅行会社及び東北域内の旅行会社、ランドオペレーターを対象に、①で設計したモデルコースにより実施する。
- ・参加者の選定においては、(2)のヒアリング結果を考慮した上で選定する。
- ・実施においては、モデルの販売性及び受容性を確認すること。

③ モニターツアー実施

- ・都市部滞在中の外国人旅行者を対象に、①で設計したモデルコースにより実施する。
- ・参加者は、地域固有性が高く、インバウンド誘客のポテンシャルを有するコンテンツ（ポップカルチャー等）に興味を持つ者を対象とする。
- ・参加者の集客方法について提案すること。
- ・実施においては、モデルの受容性を確認すること。

【②③共通の留意事項】

●事前準備

- アニメ等のポップカルチャーを活用する場合には、著作権利用に必要な許諾手続に留意し、実現性及び継続性の高い提案とすること。
- 訪問する施設に対しては、事前に事業趣旨等の説明を十分に行い訪問の承諾を得る等の必要な対応を行うこと。また、実際の訪問時においても、施設のレギュレーションを遵守すること。
- 参加者に対し、本事業の趣旨や視察先理解のための資料、訪問地のパンフレット、行程表等を準備し、配布・説明を行うこと。

●随行者に関する手配

- 行程管理者及び訪問先に精通した実績のある通訳を同行させることとし、当該業務に要する経費（宿泊費、食事代等）を計上すること。なお、全行程を通して同一人物（実施毎に変わるのは可）とし、行程管理者と通訳の兼務を可とする。
- 随行者は、東北運輸局と協議の上決定する。通訳の対応言語については、参加者が使用する言語を踏まえて決定する。

●実施回数及び参加人数

- ファミトリップとモニターツアーの参加者については、効果検証するにあたって、必要な実施回数及び参加人数を根拠に基づき、提案すること。

●交通費

- 参加者の国内出発地から集合場所までの交通費は同事業費で見込むこととする。
- 移動は公共交通機関または専用車を基本とし、利便性に配慮した行程とすること。

●宿泊施設

- 宿泊は参加者 1 名あたり 1 室を原則とするが、参加者の希望をヒアリングの上、調整・手配すること。
- 禁煙・喫煙等参加者の意向を確認し、可能な限り対応すること。
- 通訳等は原則として参加者と同一施設での宿泊（最も廉価な部屋）とし、緊急時はその対応等にあたること。

●食事

- 参加者にヒアリングを行い、ベジタリアン等の食習慣、アレルギー等特別な対応が必要な場合は速やかに対応すること。また使用する食材の情報提供にも対応し、参加者の不安感が生じないように配慮すること。

●査証等

- 全参加者の資格及びパスポートの有効期限等を確認し、滞在に問題ないか確認すること。

●旅行保険

- 参加者の保険加入状況について確認し、未加入の場合は即日加入可能な旅行保険の手続きを行うこと（傷害死亡、傷害後遺症、傷害治療、疾病治療費用、疾病死亡を含むものとする）。

●アンケート調査

- 実施後は参加者に対しアンケート調査を実施し、ファムトリップにおいてはモデルの販売性や需要性、モニターツアーにおいては適正価格帯や実際に販売された場合の参加意向等を調査・検証すること。アンケート項目は予め東北運輸局と調整し、対象者の利用言語に翻訳する。本企画提案にあたっては、想定されるアンケート項目を示すこと。

●記録物

- 事業実施中に受託事業者によって撮影された写真・映像等の権利は東北運輸局に帰属するものとし、一般公開を含めた活用については、参加者及び撮影場所の管理者に事前に承諾を得ること。

●連絡体制

- 事業実施中に災害等不測の事態が発生した場合、東北運輸局や関係機関と迅速且つ円滑に連絡をとり対応できるよう、連絡体制図を作成すること。

●その他

- 一つ一つの訪問先において十分な時間を確保し、拙速な行程としないこと。
- 観光客が過度に集中する地域や時間帯の訪問は避けること。また、訪問の際は地域住民にも十分配慮すること。

(5) 課題整理及び誘客施策の構築

- (1) ～ (4) の結果を踏まえ、東北地方における訪日外国人旅行者の来訪、宿泊、滞在及び消費を阻害している構造的要因を分析するとともに、地域固有性が高く、インバウンド誘客の

ポテンシャルを有する観光コンテンツ（ポップカルチャー等）の活用性及び有効な誘客フックの分析を行い、当該分析結果から導き出される課題に基づき誘客施策を構築する。

取りまとめにあたっては、市場別、構成要素毎（来訪者数、宿泊者数、平均泊数、消費単価等）に、2030年までの将来予測についても再整理し、目標達成に向けた実行計画を示すこと。

企画提案にあたっては、想定される分析の視点や方法を示すとともに、導出される課題及び当該課題に基づく誘客施策のイメージについて示すこと。

(6) 地域関係者向け配布用成果物の制作

本事業の調査結果を、地域関係者が今後の事業や施策立案において客観的な根拠として活用できるよう配付用成果物として整理するとともに、地域内外への展開を図る。

(7) 事業報告書の作成

① 実施した業務の内容について、調査結果等を盛り込んだ事業報告書を以下のとおり作成すること。なお、報告書は PowerPoint、Word もしくは Excel 形式など二次利用可能な形式にて作成するものとする。

- ・日本産業規格 A4 判（簡易製本、カラー） 2部
- ・電子データ（DVD-R） 2枚

② 実施内容の概要をとりまとめた概要版報告書（A3 片面～両面程度・様式自由）も作成すること。作成要領等については事業者特定後に伝達する。

(8) その他

事業の実施にあたっては、東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ進めるものとする。なお、事業の進め方、内容等について疑義が生じた場合は、その都度協議の上対応するものとする。

4. 企画提案書作成に際しての留意事項

- (1) 日本産業規格 A4 版とすること。
- (2) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (3) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。
- (4) 採用しなかった企画提案書は原則返却するが、電子データで提出された場合又は返却を希望しない旨の申し出があった場合は、当局において破棄する。
- (5) 企画提案書に記載すべき事項は「5. 企画提案書に盛り込む事項」のとおりであり、具体的に、かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする。

5. 企画提案書に盛り込む事項

- (1) 「3. 業務内容」に関する具体的な企画案（項目、方法等）
- (2) 業務実施体制、作業工程
- (3) 企画競争参加者の概要等

- ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者の氏名及び連絡先
- (4) 参考見積（概算・消費税含む）
- (5) 再委託に関すること
- ・ 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、あらかじめ東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。
- ※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。
- ① 「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- (6) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し（共同して提案を行う者についても提出のこと）

6. 提案書を特定するための評価基準

別紙1のとおり

7. 本事業に係る受付窓口、受付期間

本企画競争に関する質問は、以下受付終了日時まで、電子メールにより受け付ける。

受け付けた質問及びその回答については、質問者名を伏せた上で、東北運輸局 HP にて回答する。

(1) 受付窓口

東北運輸局 観光部 国際観光課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎3階

電話： 022-791-7510

E-mail: tht-kokusai@gxb.mlit.go.jp

(2) 受付期間

令和8年5月7日(木)から 令和8年5月27日(水) 17:00 まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問
- ② 積算に関する内容

8. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

9. 契約書の作成

要

10. 支払条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

11. 概算予算額

25,000 千円以内（消費税含む）

12. 事業実施期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

13. その他

- (1) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (3) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (4) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止またはその他の方法によることとする。
- (5) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申し出ること。
- (6) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表する。
 - ① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (7) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職指名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙2のとおりとする。
- (8) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (9) 本事業の成果物が東北運輸局以外の財産となる経費は、対象外とする。
- (10) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

- (11) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。
- (12) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。
- ① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - ② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。
- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

提案書評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
- (4) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
- (5) 次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以降に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）

※ 外国法人については、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定）。（以下「外国法人取扱要綱」という。）に基づく上記の認定等に相当すると確認された企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準ずる企業として、評価対象とする。

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記 1. (1) から (4) の各評価項目について 1 点から 5 点までの 5 段階評価を付す。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が委員数×20点の60%以上で、かつ、上記(2)を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

(別表)

＜ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表＞

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5%	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナ くるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3		
くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2		
行動計画（令和7年4月1日以降の基準） ※4, 12		1		
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4		

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定（ただし、※9、11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に基づく認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に基づく認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

情報管理体制

- ① 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（別添様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること

「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏 名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者 (※1)	A				
情報管理取扱者 (※2)	B				
	C				
業務従事者(※ 3)	D				
	E				
再委託先等	F				

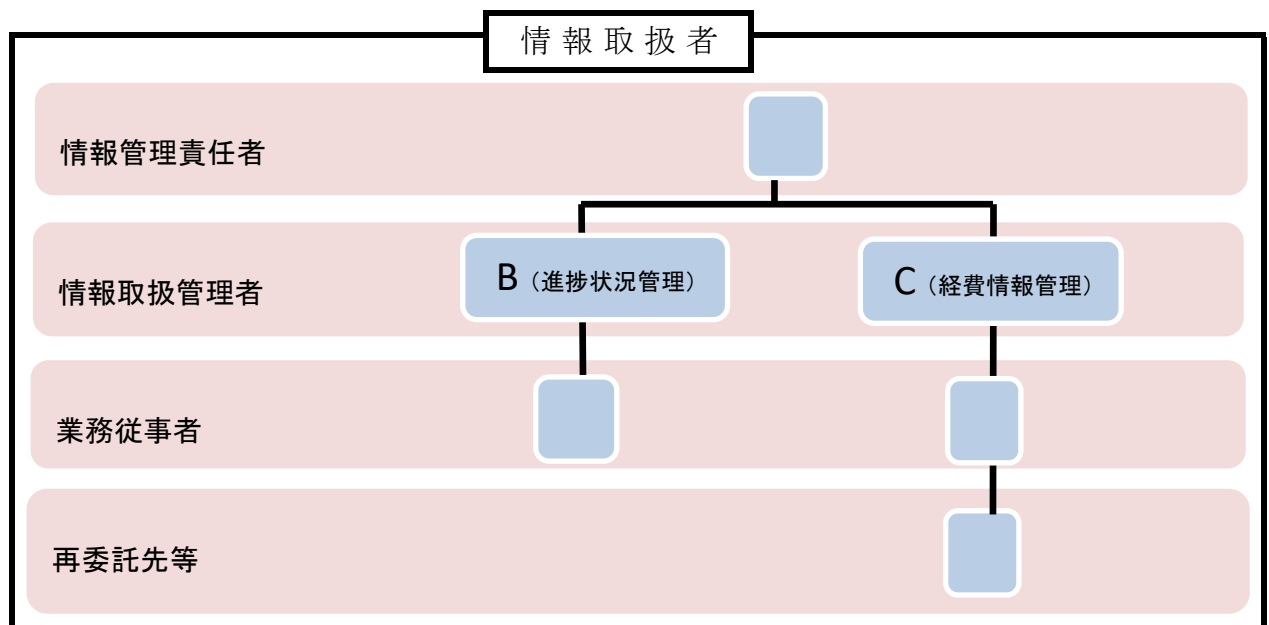
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先等も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。